

近畿中部防衛局達第7号

防衛省所管旅費取扱規則（平成19年防衛庁訓令第109号）第3条第2項の規定に基づき、近畿中部防衛局の職員の旅行命令等の権限の再委任に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

近畿中部防衛局長 増田 慎吾

近畿中部防衛局の職員の旅行命令等の権限の再委任に関する達

改正 平成20年 7月17日近畿中部防衛局達第9号

平成28年 3月30日近畿中部防衛局達第3号

平成29年12月27日近畿中部防衛局達第6号

平成30年11月27日近畿中部防衛局達第4号

令和5年 3月31日近畿中部防衛局達第3号

（旅行命令の権限）

第1条 近畿中部防衛局の局長、次長、防衛補佐官、会計監査官、総務部長、企画部長及び調達部長の旅行命令は、近畿中部防衛局長が行う。

2 次の各号に掲げる職員に対する旅行命令は、それぞれ当該各号に掲げる者が行う。

(1) 近畿中部防衛局総務部の課長、報道官及び訟務官 近畿中部防衛局総務部長

(2) 近畿中部防衛局企画部の次長及び課長 近畿中部防衛局企画部長

(3) 近畿中部防衛局調達部の次長、課長及び首席検査官 近畿中部防衛局調達部長

(4) 東海防衛支局の支局長、次長、課長、報道官及び首席検査官 東海防衛支局長

3 前2項に掲げる者以外の職員の旅行命令は、その者の所属する課の課長（その者が防衛事務所に所属する場合にあっては、防衛事務所長）とする。

（一般の旅行依頼の権限）

第2条 近畿中部防衛局に所属する職員以外の者に対する一般の旅行依頼は、次項に掲げるものを除き、近畿中部防衛局長が行う。

2 近畿中部防衛局に所属する職員以外の者に対する一般の旅行依頼のうち、その依頼が東海防衛支局（岐阜防衛事務所を除く。）に係るものである場合の旅行依頼は東海防衛支局長が、小松防衛事務所に係るものである場合の旅行依頼は小松防衛事務所長が、京都防衛事務所に係るものである場合の旅行依頼は京都防衛事務所長が、舞鶴防衛事務所に係るものである場合の旅行依頼は舞鶴防衛事務所長が、岐阜防衛事務所に係るものである場合の旅行依頼は岐阜防衛事務所長がそれぞれ行う。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年7月17日近畿中部防衛局達第9号）

この達は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成28年近畿中部防衛局達第3号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月27日近畿中部防衛局達第6号）
この達は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年11月27日近畿中部防衛局達第4号）
この達は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日近畿中部防衛局達第3号）
この達は、令和5年4月1日から施行する。